

八尾市国民健康保険条例の一部改正  
新旧対照表

現 行	改 正 案
第1条～第15条 略 (低所得者の保険料の減額)	第1条～第15条 略 (低所得者の保険料の減額)
第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>290,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>535,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該	
第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第11条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が第11条の5に規定する額を超える場合には、その額）とする。 (1) 略 (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>295,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額ア・イ 略 (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に <u>545,000円</u> に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該	

<p>年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第16条の 2～第22条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日<u>以前7日</u>（規則で定める場合にあつては、その定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日<u>以前7日</u>（規則で定める場合にあつては、その定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>(賦課額の端数計算)</p> <p>第24条 第9条、第11条の2、第11条の5の3、第11条の5の6及び第11条の7の賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により減額した場合は、当該減額した額とする。）において<u>10円未満</u>の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>第25条～第30条 略</p>	<p>年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ 略</p> <p>2～4 略</p> <p>第16条の 2～第22条 略</p> <p>(保険料の減免)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、普通徴収の方法により保険料を徴収されている者については納期限の日（規則で定める場合にあつては、その定める日）までに、特別徴収の方法により保険料を徴収されている者については特別徴収対象年金給付の直近の支払日（規則で定める場合にあつては、その定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>3～4 略</p> <p>(賦課額の端数計算)</p> <p>第24条 第9条、第11条の2、第11条の5の3、第11条の5の6及び第11条の7の賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により減額した場合は、当該減額した額とする。）において<u>1円未満</u>の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。</p> <p>第25条～第30条 略</p>
--	---